一般競争入札の実施にあたり、公益社団法人堺観光コンベンション協会契約規程第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年６月２５日

公益社団法人堺観光コンベンション協会
会長　　菊地　敏則

１　契約事務担当グループ

〒590-0950
堺市堺区甲斐町西１丁１番３５号
公益社団法人　堺観光コンベンション協会
事業推進グループ　　担当：﨑山・森村
電話番号　０７２－２３３－５２５８
ＦＡＸ　　０７２－２３３－８４４８
E-mail　　jigyo@sakai-tcb.or.jp

２　一般競争入札に付する事項

（１）　業務名称
第５２回「堺まつり」開催に伴う警備業務

（２）　業務委託期間
契約締結日 から 令和７年１０月２０日まで

（３）　業務履行場所
市民広場、大小路筋、大道筋、内川河川敷及びその周辺

（４）　業務概要等

ア　業務概要

「堺まつり」は、都市魅力の発信による観光誘客促進と地域の活性化を図るとともに、先人が築いてきた歴史や文化を継承・振興し、市民の郷土意識を醸成することを目的に開催する。また、堺まつりと同日開催している各種イベントなどと連携し、にぎわいの創出を図るとともに、堺の歴史・文化を市内外へ広く発信し、観光誘客につながるイベントの安全・安心を確保するための警備等を委託するものである。

イ　業務内容

別紙の「仕様書」のとおり

３　一般競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

（１）　堺市に業者登録をしている者であって、引き続いて１年以上その営業を行なっている者。

（２）　堺市暴力団排除条例等を遵守する者。

（３）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭

和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない者。

（４）　入札参加申込みの締切日から入札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）による入札参加停止または入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止または指名回避を含む）を受けていない者。

（５）　入札参加申込みの締切日から入札日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除拘置要綱及堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む）を受けていない者。

（６）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く）

（７）　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く）

（８）　当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。）

組合や協会等の各種団体については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。

（９）　仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

４　日程

1	公告開始日（協会ホームページへ掲載）	令和７年６月２５日（水）
2	入札関係書類配布終了日	令和７年７月　８日（火）
3	質疑受付期間（FAX 及びメールのみ）	令和７年６月２５日（水）～ 令和７年７月　８日（火）
4	質疑回答日　（メールのみ）	令和７年７月１１日（金）
5	入札参加資格確認申請書など提出締切日	令和７年７月　８日（火）
6	入札参加資格確認結果通知書の交付日	令和７年７月１４日（月）
7	入札参加辞退届提出締切日	令和７年７月１８日（金）
8	入札執行・落札決定日	令和７年７月２２日（火）
9	契約終結日予定日	落札決定後、１０日以内 （協会の休日を除く。）

※　１　参加資格確認申請書は、公告開始日から提出可能とする。

５　入札関係書類の配布

本入札に参加を希望する者は、下記のとおり入札関係書類を受け取らなければならない。

（１）　配布期間

公告日から令和７年７月８日（火）午後５時まで

（２）　配布場所

前記１の契約事務担当グループ

（３）　配布方法

次のア～イのいずれかの方法による。

ア　本協会事務所、窓口にて配布

上記配布期間の午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に上記配布場所にて受け取ること。

イ　本協会ホームページからダウンロードすること。

（公社）堺観光コンベンション協会ホームページ：http//www.sakai-tcb.or.jp/news

６ 入札参加の申込み及び結果通知書の交付

本入札に参加を希望する者は、別紙「入札参加資格確認申請書」（様式第１号）等の必要書類を提出しなければならない。

また、提出した書類に関し契約事務担当グループから質問を求められた場合、それに応じなければならない。

（１）　入札参加申込みにおける提出書類、提出期限等

ア　提出書類

- 入札参加資格確認申請書（様式第１号）
- 業務履行実績申出書（様式第６号）

履行実績申出書の内容を証明できるもの（契約書・仕様書の写し等）

- 会社概要（提出部数１部）

イ　提出期限

令和７年７月８日（火）まで（午後５時まで）

ウ　提出場所

前記１の契約事務担当グループ

エ　提出方法

直接持参または郵送すること。

【直接持参の場合】

上記提出期限内の午前９時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】

上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記１契約事務担当グループまで電話連絡し、到達確認をすること。

（２）　入札参加資格確認結果通知書（様式第７号）の交付

入札参加申込みの事業者に対し、入札参加資格確認終了後、入札参加資格確認結果通知書を交付する。

７　質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、令和７年７月８日（火）午後５時までに質問書（様

式第２号）に質問事項を簡潔にまとめたうえ、FAX 及び電子メールにて、前記１の契約事務担当グループまで送付のこと。送付後、速やかに契約事務担当者まで電話をし、必ず到着確認をすること。

それ以後は一切受け付けない。質問回答日は、令和７年７月１１日（金)。

８　入札参加辞退

入札参加辞退届（様式第３号）に事業所の住所、商号または、名称　代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、辞退理由も記載のうえ、１部提出すること。

その際には、本協会から交付した関係書類はすべて返却すること。

（１）　提出期限

令和７年７月１８日（金）

（２）　提出先

前記１の契約事務担当グループまで。

（３）　提出方法

上記提出期限までの午前９時～午後５時まで（土、日曜日、祝日除く）に持参すること。郵送の場合は、上記期限内に必着とし、前記１の契約事務担当者に電話連絡をし、到着確認をすること。

９　入札手続等

（１）　入札及び開札の日時

令和７年７月２２日（火）午前１０時

（２）　入札及び開札の場所

住所　堺市堺区甲斐町西一丁１番３５号

公益社団法人　堺観光コンベンション協会

（３）　入札方法

入札者は、前記（１）の入札及び開札の日時に（２）の場所に出席して所定の入札書をもって応札すること。

（４）　入札書に記載する金額

入札は総価で行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

入札金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。

（５）　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

（６）　入札については別記の「入札に係る注意事項」を熟読すること。

１０　入札に参加する者に関する事項

入札に参加する者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。入札前に委任状（様式第４号）を提出すること。入札会場内への入室は１社１名に限ること。

１１　入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者について

決定権者は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としない。また、決定権者は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の（１）、（４）のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の（２）、（３）のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

（１）　堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止または入札参加回避を受けた場合

（２）　堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）に基づく入札参加除外を受けた場合

（３）　堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合

（４）　（１）～（３）のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

１２　その他

（１）　契約保証金

・本業務の契約に係る契約保証金を納付しなければならない。

・契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

・なお、公益社団法人堺観光コンベンション協会契約規程第１８条の２に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

ただし、同条第１項（２）の「過去２年間に、本協会又は国・地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を１回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認めるとき。」に該当する場合は、契約保証金免除申出書（様式第８号）および必要により業務履行実績証明書（様式第９号）を添付すること。

（２）　契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（３）　契約条項等については、前記１の契約事務担当グループで閲覧することができる。